

記入見本

アドバンス企業 **認定** 更新 申請書

申請年月日 令和 8 年 4 月 1 日

岡山県知事 様

(ふりがな) おかやまこうぎょうかぶしがいいしゃ

企業・事業所等の名称 岡山工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎

住 所 〒 700-0817
岡山市北区弓之町 1-9-10

電話番号 086-222-1000

担当者名 総務部主任 岡山

「おかやま子育て応援宣言企業 アドバンス企業」の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 策定・実施した一般事業主行動計画について

- (1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日 2024 年 7 月 15 日
- (2) 一般事業主行動計画策定届の届出先 岡山 労働局長
- (3) 計画期間 2024 年 8 月 1 日 ~ 2028 年 7 月 31 日 (2 期目)

2. 常時雇用する労働者の数 110 人 (うち有期契約労働者 10 人)

〔 男性労働者の数 80 人
女性労働者の数 30 人

3. 認定基準の達成状況 ((1) ~ (5) で、基準を達成しているものに○印をつけ、記載)
※ (3) は必須達成項目。その他の基準について 2 つ以上を達成することが必要。**(1) 男性労働者の育児休業等の取得割合が基準を達成している**

イ又はロのいずれかを記入 (育児休業等又は育児目的休暇制度を利用した男性労働者数が 0 人の中小事業主 (常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主) は、ハ~ホのいずれかを記入)

イ 過去 3 年間の状況

過去 3 年間に於いて		30%以上
配偶者が出産した男性労働者数 (A)	育児休業等をした男性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 (B) / (A) × 100
10 人	4 人	40 %

ロ 過去3年間において配偶者が出産した男性労働者数、育児休業等をした男性労働者数、育児目的休暇制度を利用した男性労働者数、その割合及び当該育児目的休暇制度の内容

過去3年間において			50%以上
配偶者が出産した男性労働者数 (A)	育児休業等をした男性労働者数 (B)	小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用した男性労働者数 (C)	育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合 $((B+C) / (A) \times 100$
10 人	4 人	5 人	90 %

注) 育児休業取得者が1名以上となっていること

育児目的休暇制度の具体的内容

小学校就学前までの子について、配偶者出産休暇、及び子の行事参加に伴う休暇制度を設けている。○就業規則 第8章第26条

ハ 過去3年間において子の看護等休暇を取得した男性労働者数
(1歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。)

3 人

1名以上

ニ 短時間勤務制度等の具体的内容

小学校就学前までの子を養育する労働者について、1日の所定労働時間を6時間へ短縮する措置を講じている。実績値は3歳未満の子に係る利用人数を記載。○育児・介護休業規程 第10章第21条

過去3年間において短時間勤務制度等を子の養育のために利用した男性労働者数

3 人

1名以上

ホ 育児目的休暇制度の具体的内容

小学校就学前までの孫について、孫の行事参加に伴う休暇制度を設けている。
○就業規則 第8章第26条

小学校就学前までの子を養育する男性労働者がいない場合に、過去3年間において育児目的休暇制度を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は小学校就学前までの孫のために利用した男性労働者数 1 人

1名以上

(2) 女性労働者の育児休業等の取得割合が基準を達成している

過去3年間の状況

過去3年間において			95%以上
出産した女性労働者数 (A)	育児休業等をした女性労働者数 (B)	育児休業等をしたものの割合 $(B) / (A) \times 100$	
10 人	10 人	100 %	

(3) 時間外労働及び休日労働に関する条件が基準を達成している (必須項目)

① 雇用する労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

直近の事業年度	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
※対象期間 R●.4月～R◆.3月 (R●) 年度 各月 45 時間未満	R◆/1月	2月	3月	R●/4月	5月	6月
	11	15	12	18	25	10
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	16	15	23	11	18	19

② 平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数

0 人

(4) 年次有給休暇の取得割合が基準を達成している

前年の正社員の年次有給休暇年間付与日数に対する取得率が平均65%以上又は年間取得日数が平均11日以上

正社員数 (A)	100 人
年次有給休暇取得日数計 (B)	1500 日
年次有給休暇付与日数計 (C)	2000 日
年次有給休暇に準ずる休暇*取得日数計 (D)	0 日
年次有給休暇に準ずる休暇付与日数計 (E)	0 日
年平均取得日数計 (B + D) / (A)	15 日
年平均取得率 (B + D) / (C + E) × 100	75 %

11 日以上

65%以上

※「年次有給休暇に準ずる休暇」として、①企業の就業規則等に規定している、②有給である、③毎年全員に付与するという3つを満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限に加算可能

※産前産後休業、育児休業等で労働実績が無かった者、前年に年次有給休暇を付与されていない者は除きます。また、前年に初めて年次有給休暇を付与されて1年未満の者は除いて差し支え

ありません。

※ここでいう「正社員」とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

(5) 子育て中の労働者の両立支援制度や多様な働き方の実現に向けた措置が実施されている

実施している措置	3つ以上 有無	措置の内容及び 就業規則等の該当箇所
ア 育児休業に関する制度に準ずる措置 ※3歳から小学校就学前までの子を育てる労働者が対象となるものに限る。	有・無	2歳を超え、3歳から小学校就学前までの子を育てる労働者を対象に育児休業制度の延長を設けている。 ○育児・介護休業規程 第3章第10条
イ 所定外労働の制限（残業免除） ※ <u>小学校3年生修了までの子を育てる労働者が対象となるものに限る。</u>	有・無	○育児・介護休業規程 第6章第16条
ウ 次の措置のうち三つ以上（実施しているものに✓をつけてください） ※ <u>3歳から小学校就学前までの子を育てる労働者が対象となるものに限る。</u> <input checked="" type="checkbox"/> フレックスタイム制度の導入又は始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度 <input type="checkbox"/> テレワーク等を活用した勤務制度（10日以上/月） <input checked="" type="checkbox"/> 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年） <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 事業所内保育施設の設置運営（※）又はベビーシッター代の費用負担などの育児に要する経費の援助措置等 （※）敷地外に設置している保育所を含む。 （※）従業員が利用できる系列の企業グループが運営する保育所を含む。	有・無	○育児・介護休業規程 第10章第21条 ① 養育両立支援休暇 育児目的休暇とは別に、年10日以上、時間単位で利用可。 ② 短時間勤務制度 ○就業規則 第10章第13条 ③ フレックスタイム制度
エ 短時間 <u>正社員制度</u>	有・無	20●●年4月～制度導入。 ○短時間正社員就業規則 添付
オ 所定外労働の削減のための措置	有・無	ノー残業デーを毎週水曜日に実施している。 ○掲示物等 添付
カ 年次有給休暇の取得の促進のための措置	有・無	年3日の一斉有休取得日設定、計画有休の事前申請を受け、管理表にて取得状況を確認のうえ、取得促進を図っている。 ○就業規則 第2章40条、計画有休カレンダー、管理表等 添付
キ 勤務間インターバル制度	有・無	○就業規則 第7章第36条
ク 男性の育児休業等取得期間の延伸のための措置 （例）同僚への応援手当の支給 など	有・無	○就業規則 第9章第53条

ケ 育児休業を取得した女性労働者の職場復帰支援 (例) 育休復帰支援プランを策定している など	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	育休復帰支援プランを策定している。 ○育児・介護休業規程 第11章第25条、 育休復帰支援プラン等 添付
コ 不妊治療のための休暇制度の整備 ※不妊治療にも利用できる、利用目的を限定しない休暇制度を含む。 ※年次有給休暇は含まない。	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	失効年次有給休暇の積立制度を設け、不妊治療等の場合に利用できる。 ○就業規則 第8章第43条
サ 労働者が子育てと仕事を両立することを容易にする新たな有給休暇の付与	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	養育両立支援休暇(有給)を設けている。 ○育児・介護休業規程 第10章第21条
シ 時間単位で取得できる年次有給休暇制度	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	○就業規則 第8章第42条

4. 「おかやま子育て応援宣言企業」の登録状況について

(1) 「おかやま子育て応援宣言企業」への登録

有 (登録番号 第 12345 号) 無

登録証右上の番号

※ 未登録の場合は、子育て応援宣言を併せてご応募ください(本認定申請と並行申請可)。

(2) 岡山県知事賞受賞歴

有 (年度) 無

(注) この申請書において、「過去3年間」及び「前年」に用いる年度とは、会計年度(4月～翌3月)、企業等の事業年度のいずれかを選択できるものとする。

(注) 3(1)～(4)までの割合値や平均値を計算する際は、計算の最後の段階において、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(注) 次の書類を添付すること。

- ① 誓約書及び役員名簿
- ② 関係法令遵守状況報告書
- ③ 策定・実施した一般事業主行動計画(労働局に届出をしたことが分かるもの)

【3(1)の要件に該当する場合】

- 育児休業等又は育児目的休暇制度を利用した男性労働者の氏名、これらの制度を利用した期間及び取得の対象となった子の年齢が記載されている書類

※ハ又はニの基準を満たすものとして認定申請をする場合にあっては、子の看護休暇の取得、短時間勤務制度等又は育児目的休暇制度の利用をした男性労働者の氏名、及び取得又は利用の対象となった子若しくは孫の年齢が記載されている書類

【3(2)の要件に該当する場合】

- 育児休業等をした女性労働者の氏名、育児休業等をした期間及び取得の対象となった子の年齢が記載されている書類

【3(4)の要件に該当する場合】

- 正社員の有給休暇の取得状況が分かる書類(出勤簿の写し等)

【3(5)の要件に該当する場合】

- 実施状況を明らかにする書類(労働協約・就業規則の写し等)及び当該措置に係る目標について明らかにする書類(自社のホームページの画面を印刷した書類等)であって、その内容及び目標を定めた日付が分かるもの

↑ 添付書類や注意事項について、必ずご確認ください ↑